

平成26年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年3月25日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月25日 午前9時00分宣告(第4日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	水野智見
	3番	戸谷裕治	4番	安藤洋一
	5番	佐藤茂	6番	山田新太郎
	7番	伊藤俊一	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	高阪康彦	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹	政策推進 課 長	黒川 静一
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 税務課長	服部 康彦
		次 長 兼 総務課長	江上 文啓	安心安全 課 長	岡村 智彦
	民 生 部	部 長	佐藤 一夫	次 長 兼 環境課長	上田 実
		次 長 兼 健康推進 課 長	川合 保	次 長 兼 子育て 推進課長	鈴木 利彦
		高齢介護 課 長	能島 頼子	住民課長	伊藤 満
		保健医療 課 長	山本 章人		
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 まちづく り推 進 課 長	志治 正弘
		土木農政 課 長	伊藤 保彦		
	上下水道部	次 長	絹川 靖夫	下 水 道 課 長	加藤 和己
		水道課長	佐藤 正樹		
	消 防 本 部	消 防 長	大橋 清	次 長 兼 消防署長	坪井 利親
		総務課長 兼予防 課 長	伊藤 啓二		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	部 長 兼 教育課長	鈴木 智久
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	伊藤恵美子

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)
---------	-----------------------------------

- 日程第1 発議第1号 蟹江町議会基本条例の制定について
- 日程第2 発議第2号 蟹江町議会議員政治倫理条例の制定について
- 日程第3 議案第25号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区
(その3) 請負契約の締結について
- 日程第4 議案第13号 災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第11号 蟹江町の消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第12号 蟹江町消防団設置条例の全部改正について
- 日程第7 議案第14号 蟹江町手数料条例の一部改正について
- 日程第8 議案第15号 蟹江町道路占用料条例の一部改正について
- 日程第9 議案第16号 蟹江町非常勤消防団員に係る退職報償の支給に関する条例の一部
改正について
- 日程第10 議案第4号 平成25年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第11 議案第5号 平成25年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第6号 平成25年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第7号 平成25年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第8号 平成25年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第15 議案第9号 平成25年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第10号 平成25年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第
2号)
- 日程第17 議案第17号 平成26年度蟹江町一般会計予算
- 日程第18 議案第18号 平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第19号 平成26年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第20 議案第20号 平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第21 議案第21号 平成26年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第22 議案第22号 平成26年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第23号 平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第24号 平成26年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第25 発議第3号 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書の提出につ
いて
- 日程第26 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第27 発議第1号 蟹江町議会基本条例の制定について
- 追加日程第28 発議第2号 蟹江町議会議員政治倫理条例の制定について
- 追加日程第29 議案第25号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区

(その3) 請負契約の締結について

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成26年第1回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をお願いいたします。

ここで、服部有規君より、祖母の葬儀のお礼がしたい旨の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

○服部有規君

貴重なお時間いただきまして、大変申しわけございません。

先日は、祖母清子の葬儀にお越しいただきまして、本当にありがとうございました。祖母も非常に喜んでおります。本当にありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

お手元に、発議第3号の意見書提出議案、各常任委員会の審査報告書、議案第4号の議題の中で請求のありました資料が配付してあります。

また、議員には平成25年第4回定例会会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

河瀬副町長より行政報告の申し出がありましたので、許可いたします。

○副町長 河瀬広幸君

議長のお許しをいただきましたので、少しお時間をちょうだいいたしまして報告したいと思います。

報告の内容は、足湯等臨時足湯の設置についてでございます。足湯につきましては、尾張温泉の観光ホテルの敷地内にありますが、その尾張温泉の観光ホテルが昨年1月末で営業を廃止いたしました。その跡地を、医療法人の尾張温泉リハビリかにえ病院が取得いたしまして、現在、新病院の建設工事が8月末の完成予定で進められているところでございます。

この工事期間中の利用者の安全確保、また、東放企業、リハビリかにえ病院からの要請もございまして、昨年4月から現在まで足湯の利用を中止しているところでございます。足湯の再開につきましては、リハビリ病院と協議をした結果、ことしの秋ごろに病院が新たにオープンいたしますので、それに合わせ再開する予定で現在準備を進めているところでございます。

このような状況の中で、町内外の方々からも足湯を早く再開してほしいという声が多数届いております。このことを受けまして、庁内部で検討を重ねた結果、尾張温泉さんからの提案もあり、また協力も得られましたので、臨時の足湯を設置することといたしました。

きょう現在、お手元にパンフレットを配付してございますが、これは4月1日に全戸配布を予定しているパンフレットでございます。設置する場所につきましては、尾張温泉の西側

駐車場内にある尾張稲荷大社の一角であります。足湯の仕様につきましては、コンパクトで簡単に移動できるものとしたしまして、蟹江町と交流のある奥三河の設楽町さんの間伐材を使って製作した温かみのある木の香りが漂う足湯となっております。

開設の時期は、4月初旬から5月30日までの約2カ月間を現在予定をしています。6月以降につきましては、手軽に移動は可能でございますので、町及び観光協会のイベントや近鉄ハイキング、町民祭り、また、地元の各種イベントの貸し出し等の活用を考えていきたいと思っております。

今回におきましても、福祉センターや老人憩いの家の老朽化に伴う現状を広報させていただきました。町の大切な資源である温泉につきましては、今後も高齢者の健康づくり、住民の交流や健康増進、観光としての温泉資源等々、総合的な観点で積極的に活用及びPRを行ってまいりたいと思っております。ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長 高阪康彦君

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 高阪康彦君

日程第1 発議第1号「蟹江町議会基本条例の制定について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
菊地久君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○10番 菊地 久君

皆さん、おはようございます。

議長のご指名によりまして、ご提案をさせていただきたいと思っております。

発議第1号「蟹江町議会基本条例の制定について」。

蟹江町議会基本条例を次のように定めるものとする。

平成26年3月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、菊地久。

賛成者、中村英子、同、伊藤俊一、同、奥田信宏、同、吉田正昭、同、松本正美であります。

では、ここを基本条例の原文が書いてありますけれども、ページ数をめくっていただきまして、6ページをめくっていただきたいと思っております。

まず、この提案の理由でございますけれども、この案を提出するのは、二元代表制を担う議会の公正性、透明性、独自性を確保するとともに、その責務を自覚し、町民の負託に応える議会を目指し、全力で取り組むことを決意し、この条例を制定するものでございます。

めくっていただきまして、8ページ目でございますけれども、この制定要点が書かれてありますので、ぜひともご一読を願いたいというふうに思います。

そして、最後でございますけれども、10ページの附則でございますが、この条例は平成26年4月1日から施行するものとするということでございます。

以上、簡単でございますが、ここの提出をするに至りましては、それぞれの議会の議員が研修会に行ったり、そしてまた代表者会議並びに議員総会などをたび重ねまして、結果として出されたものでございますので、どうぞ皆さん方のご支援とご協力をよろしくお願いを申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

(10番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号は、精読にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第2 発議第2号「蟹江町議会議員政治倫理条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中村英子君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○8番 中村英子君

それでは、ご提案を申し上げます。

発議第2号「蟹江町議会議員政治倫理条例の制定について」。

蟹江町議会議員政治倫理条例を次のように定めるものとする。

平成26年3月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、中村英子。

賛成者、同、伊藤俊一、同、奥田信宏、同、吉田正昭、同、松本正美、同、菊地久であります。

4ページをお願いいたします。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、蟹江町議会議員が、町民の代表者とし

て、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に利用して、自己の利益を図ることのないよう、この条例を制定するものであるということでもあります。

さきに菊地議員のほうから、議会の基本条例の今、発議が行われました。これに基づきまして、また、連動いたしまして政治倫理条例を制定するものであります。

この政治倫理の条例の本日の提案に至りますまでは、議員総会初め皆様方のご意見の集約の後に出てきておりますので、中身につきましては皆さん、熟知していることと思っておりますので、省略をさせていただきたいと思っております。

最後のページですけれども、この条例が制定されますと、平成26年4月1日、来月からの施行ということになっております。

どうか、よろしく願いいたします。

以上です。

(8番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号は、精読にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第2号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第3 議案第25号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その3)請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○9番 黒川勝好君

黒川です。

消費税の関係でちょっと確認をさせていただきますけれども、これは契約はいつ、締結はいつになるわけですか。それから、今回はこれは8%で掛けてあると思うんですが、消費税が、ということは、こういうものはどういうものか、ちょっと確認だけお願いします。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

きょう案件で議決をもらいますと、きょうの契約日になりまして、消費税については5%でございます。

(「8%じゃないの」の声あり)

失礼しました。消費税につきましては8%でございます。契約日はきょうでございます。

(発言する声あり)

すみません、再度質問にお答えをさせていただきます。契約日についてはきょうでございます、許可をもらえばですね。完了が年度をまたぎますもんで、消費税については8%でございます。

○議長 高阪康彦君

質疑がないようですので質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第25号は精読にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第4 議案第13号「災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は、総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 吉田正昭君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○総務民生常任委員長 吉田正昭君

報告させていただきます。

総務民生常任委員会に付託されました1案件につきまして、3月10日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず初めに、議案第13号「災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、災害派遣手当は職員にどのような形で範囲が広がったのかという内容の質疑がありました。

これに対して、今までは派遣されても手当の支給はなかった。今回の改正により、災害派遣職員の手当は派遣先で支払うというものであるという内容の答弁がありました。

次に、災害派遣及び武力攻撃とあるが、災害と武力との違いはという内容の質疑がありま

した。

これに対して、災害は台風、洪水、地震などの有事を想定している。また、武力は国民保護法の関係の有事であり、職員が派遣された場合、災害派遣手当が支給されるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第13号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(12番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

以上で委員長報告を終わります。

直ちに、委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第5 議案第11号「蟹江町の消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」

日程第6 議案第12号「蟹江町消防団設置条例の全部改正について」

日程第7 議案第14号「蟹江町手数料条例の一部改正について」

日程第8 議案第15号「蟹江町道路占用料条例の一部改正について」

日程第9 議案第16号「蟹江町非常勤消防団員に係る退職報償の支給に関する条例の一部改正について」

本5案は、防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○防災建設常任委員長 黒川勝好君

それでは、防災建設常任委員会に付託をされました5案件につきまして、去る3月10日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

まず、付託案件の審査順序につきまして、最初に産業建設部に関する1案件、議案第15号の審査を行い、続いて、消防に関する4案件、議案第11号、12号及び議案第14号並びに議案第16号の審査を行いました。

最初に、議案第15号「蟹江町道路占用料条例の一部改正について」を議題といたしました。審査に入りましたところ、1つ目に、道路占用料に消費税を掛ける基準とはという内容の質疑がありました。

これに対して、道路占用料は、土地の貸し出しに係る対価に該当するので、占用期間が一月を超える場合は非課税となり、一月未満は消費税がかかるという内容の答弁がありました。

2つ目に、実際問題として、道路占用料に消費税がかかったケースはあるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、ここ数年はないという内容の答弁がございました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第15号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「蟹江町の消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入りましたところ、1つ目、今まではどのような基準になっていたのかという内容の質疑がございました。

これに対して、今までは消防長及び消防署長の資格は政令で定めるとなっていた。これが消防組織法が改正され、消防長及び消防署長の資格が国の基準を参酌し、条例で定めるというように改正されたという内容の答弁がございました。

2つ目、他の市町村はいつから施行するのかという内容の質疑がありました。

これに対して、ほとんどの市町村が4月1日施行ということで条例を制定するとの答弁がございました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第11号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「蟹江町消防団設置条例の全部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、1つ目、消防団の人数は192名だが、平均年齢は何歳かという内容の質疑がございました。

これに対して、全国平均は39.7歳、蟹江町は27.4歳であるという内容の答弁がございました。

2つ目、5人増員という条例改正になっているが、本部にプラス5人ということかという

内容の質疑がございました。

これに対して、現在、消防団本部は団長1名、副団長2名の3名だが、新年度はそこに5名の団員を入れ、消防団本部として8名で運営をしていくという内容の答弁がありました。

3つ目、この5名というのは女性枠なのかという内容の質疑がございました。

これに対して、5名の団員は女性を採用していく予定であるという内容の答弁がありました。

4つ目、水防服など女性職員は男仕立ての水防服を宛てがわれている。せっかく女性消防団員を配置するので、制服、服装について、男仕立てではなく女性用を準備したほうがよいのではという内容の質疑がございました。

これに対して、全国消防協会の女性事業ということで、制服か活動服のいずれかを選択し、無料交付していただけるという内容の答弁がございました。

他に若干の質疑がございましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第12号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題といたしました。

質疑を求めたところ、質疑、討論もなく、議案第14号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「蟹江町非常勤消防団員に係る退職報償の支給について」を議題といたしました。

質疑を求めたところ、質疑、討論もなく、議案第16号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告をさせていただきました。

(9番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

以上で委員長報告を終わります。

これより、議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第5 議案第11号「蟹江町の消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第12号「蟹江町消防団設置条例の全部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第14号「蟹江町手数料条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第15号「蟹江町道路占用料条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第16号「蟹江町非常勤消防団員に係る退職報償の支給に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第10 議案第4号「平成25年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第11 議案第5号「平成25年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第12 議案第6号「平成25年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第13 議案第7号「平成25年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第14 議案第8号「平成25年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第15 議案第9号「平成25年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第16 議案第10号「平成25年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第17 議案第17号「平成26年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に、反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第18 議案第18号「平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に、原案に反対者の発言を許します。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第19 議案第19号「平成26年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第20 議案第20号「平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第21 議案第21号「平成26年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第22 議案第22号「平成26年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第23 議案第23号「平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第24 議案第24号「平成26年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第25 発議第3号「介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

伊藤俊一君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○7番 伊藤俊一君

ご提案を申し上げます。

発議第3号「介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年3月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、伊藤俊一。

賛成者、同、奥田信宏、同、吉田正昭、同、松本正美、同、菊地久、同、中村英子でございます。

意見書の案文の朗読をもって、提案とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書（案）。

厚生労働省は、社会保障審議会介護保険部会において、介護保険で「要支援」と認定された高齢者を保険給付から外し、市町村が実施する「新しい地域支援事業」に移行する方針を示した。この事業は、市町村が地域の実情に応じて行うこととなり、サービス内容は市町村の裁量に任される。しかし、その費用に、一定の上限が設けられる可能性があり、市町村の介護保険財政や高齢者が受けるサービスの内容、小規模な事業者の経営等に悪影響を及ぼしかねない。

要支援のサービスを利用している高齢者は、歩く力が弱く、判断能力が多少落ちている人のほか、脳梗塞で軽い麻痺が残る人たちである。そのため、掃除や買い物などの家事で本人ができない部分を訪問介護員に手伝ってもらいながら日常生活を送っているほか、通所介護では介護予防を目的とした運動に取り組んでいる。また、認知症の人にとっては、初期の段階でしっかりとケアを受けることが重症化の予防となっている。

このように、要支援者を対象とした介護予防事業をしっかりと進めれば、介護が必要な高齢者の増加を抑制することができる。しかし、要支援者を保険給付から外すことにより、高齢者の重症化が進み、介護保険財政の圧迫につながる可能性が生ずる。

よって、政府においては、要支援者への保険給付を引き続き継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

(7番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第26 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

お諮りいたします。

精読になっておりました発議第1号「蟹江町議会基本条例の制定について」、発議第2号「蟹江町議会議員政治倫理条例の制定について」、議案第25号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その3)請負契約の締結について」、3議案を日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、3議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第27 発議第1号「蟹江町議会基本条例の制定について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第28 発議第2号「蟹江町議会議員政治倫理条例の制定について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第29 議案第25号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その3)請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

これで、本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で平成26年第1回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前 9時54分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

高 阪 康 彦

蟹江町議会副議長

山 田 新太郎

3 番 議 員

戸 谷 裕 治

4 番 議 員

安 藤 洋 一